

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年5月28日
【発行者の名称】	株式会社ニューロマジック (Neuromagic Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 黒井 基晴
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀2丁目3番9号
【電話番号】	(03)3248-1424 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CIO コーポレートグループリーダー 石川 修一
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market 福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ニューロマジック https://www.neuromagic.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/ 証券会員制法人福岡証券取引所 https://www.fse.or.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおいては、J－Advise r及びF－Advise rが重要な役割を担います。TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ－Advise r及びF－Advise rを選任する必要があります。J－Advise r及びF－Advise rの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則及び福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所及び福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第30期	第31期	第32期
決算年月	2024年 2 月	2025年 2 月	2026年 2 月
売上高 (千円)	1, 321, 321	1, 216, 303	1, 163, 458
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	14, 039	△67, 872	33, 224
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△14, 969	△71, 738	27, 610
包括利益 (千円)	△8, 252	△67, 720	31, 401
純資産額 (千円)	201, 130	137, 577	168, 978
総資産額 (千円)	642, 371	533, 501	605, 384
1株当たり純資産額 (円)	255. 24	167. 04	205. 17
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△19. 00	△88. 40	33. 52
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	30. 8	25. 8	27. 9
自己資本利益率 (%)	△7. 4	△42. 8	18. 0
株価収益率 (倍)	—	—	7. 64
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△43, 233	△51, 636	77, 533
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	46, 342	654	28, 284
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△39, 716	27, 292	△12, 860
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	290, 776	270, 750	367, 593
従業員数 (人)	93	86	82
(外、平均臨時雇用者数)	(18)	(20)	(17)

- (注) 1. 第30期及び第31期の潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第32期の潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません
2. 株価収益率については、第30期は当社株式が非上場であったため、また、第31期は 1株当たり当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員及び派遣社員を含む)は、期中の平均人員を () 外数で記載しております。
4. 株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の各「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第30期(2023年3月1日から2024年2月29日まで)の連結財務諸表について監査法人やまぶきの監査を受けております。
5. 株式会社東京証券取引所「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項及び証券会員制法人福岡証券取引所「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条3項の規定に基づき、第31期(2024年3月1日から2025年2月28日まで)及び第32期(2025年3月1日から2026年2月28日まで)の連結財務諸表について監査法人やまぶきの監査を受けております。
6. 2024年6月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行いました。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(2) 発行者の経営指標等

回次	第30期	第31期	第32期
決算年月	2024年 2 月	2025年 2 月	2026年 2 月
1 株当たり配当額 (円)	—	—	10. 24
(うち 1 株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
配当性向 (%)	—	—	30. 55

(注) 1. 第30期及び第31期の 1 株当たり配当額については、無配のため記載しておりません。

2. 第30期及び第31期の配当性向については、無配のため記載しておりません。

2 【沿革】

年月	概要
1994年 9 月	マルチメディア及びWebサイトの企画制作を目的として、東京都港区に有限会社ニューロマジックを設立（現 当社）
1996年 2 月	有限会社ニューロマジックを株式会社ニューロマジックへ改組
1997年 6 月	東京都中央区築地へ本社移転
2000年 1 月	スポーツ関連のインターネットサービスを目的として、東京都中央区にスポーツ・ジェイ株式会社を設立（関連会社）（注）1
2000年 4 月	東京都中央区築地 7 丁目12番14号へ本社移転
2000年 8 月	株式会社アクシスと提携し、ニューロマジック・アクシスデザイン（注）2として共同でSIPS（Strategic Internet Professional Service）（注）3事業を開始
2004年 9 月	スポーツ・ジェイ株式会社を株式会社ニューロマジック・コミュニケーションズへ商号変更
2009年 2 月	株式会社ニューロマジック・コミュニケーションズを消滅会社、株式会社ニューロマジックを存続会社とする吸収合併
2010年12月	一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークを取得
2011年 4 月	東京都中央区築地 6 丁目16番 1 号へ本社移転
2017年 4 月	サンフランシスコに本拠を構える「hivelab」と提携し、サービスデザイン事業を開始
2017年 6 月	サービスデザインやビジネスデベロップメント等を目的として、オランダ王国ユトレヒト州ユトレヒト市に子会社としてNeuromagic Amsterdam B.V. を設立
2019年 4 月	沖縄県中頭郡西原町に沖縄オフィス開設
2021年10月	オランダにおける SX（注）4 トップランナーであるEXCEPT Integrated Sustainabilityのメソッド「SiD（Symbiosis in Development）」を日本語翻訳及び編集し、電子ガイドブックとしてリリース
2024年 5 月	Neuromagic Amsterdam B.V. の全株式取得、完全子会社化（現 連結子会社）オランダ王国ユトレヒト州ユトレヒト市から同国北ホラント州アムステルダム市へ本店移転
2024年 9 月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式を上場
2024年12月	福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketに株式を上場
2025年12月	東京都中央区八丁堀 2 丁目 3 番 9 号へ本社移転

- （注） 1． 設立時、当社代表取締役社長 CEO 黒井基晴氏が、スポーツ・ジェイ株式会社の代表取締役に就任し、かつ当社として同社株式の一部を所有し、当社との間に人的・取引・資本関係を有しておりました。
- 2． ニューロマジック・アクシスデザインとは、当社と株式会社アクシスで立ち上げた共同事業体のブランド名を指します。
- 3． SIPS とは、Strategic Internet Professional Service の略であり、インターネットに関する事業を総合的に請け負う事業者のことを指します。
- 4． SX とは、Sustainability Transformation の略であり、社会のサステナビリティと企業のサステナビリティを「同期化」させていくこと、そのために必要な経営・事業変革（トランスフォーメーション）を指します。持続可能性に向けた変革を目指し、ビジネスが環境と社会に及ぼす影響を最小化し、ポジティブな影響を最大化する取り組みをいいます。

3【事業の内容】

(当社グループのミッション等)

当社グループは、「エクスペリエンスエージェンシー」をスローガンのもと、「あらゆるエクスペリエンスにおいて、もっともふさわしい解決を追求すること」をミッションに掲げ、エクスペリエンスエージェンシーとして、ビジネス上の顧客のみならず社会を取り巻く様々なステークホルダーの間を、「ふさわしい体験の創造」で紡いでいくことを目指して事業を行っています。

Mission

あらゆるエクスペリエンスにおいて、もっともふさわしい解決を追求すること

Vision

価値観を共有する多様な人がパートナーシップを組み、会社・個人の垣根を越えて共存共栄する「都市」を目指す。それぞれの強みを生かしながら、変化し続ける社会に持続的に働きかける。

Value

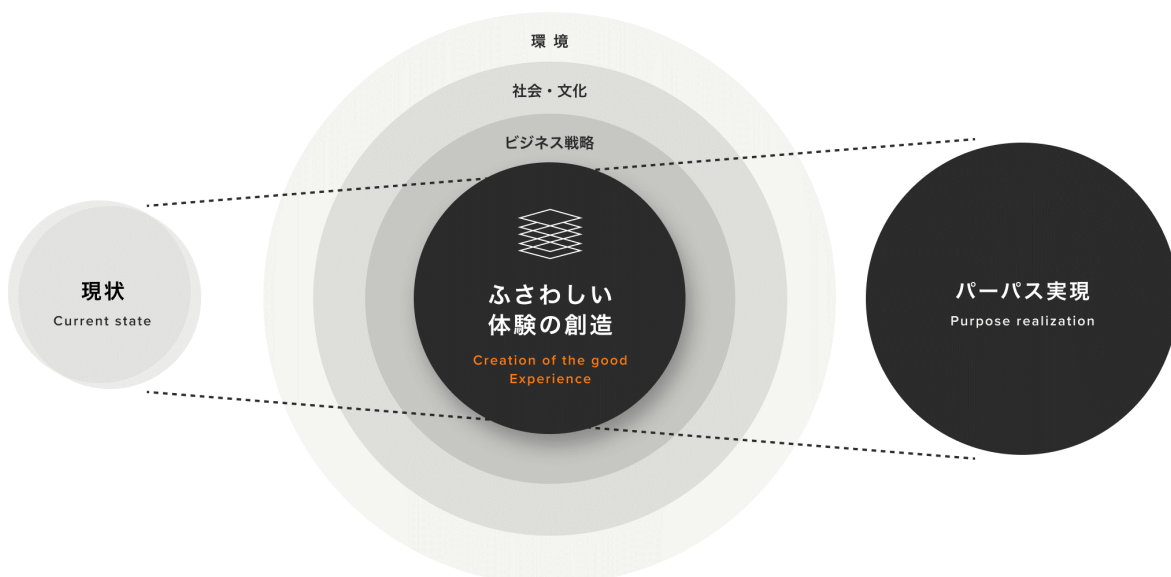
- | | |
|---------------|---|
| Be Disruptive | 常識を壊すことを恐れない。私たちが、次のベストを創っていく。 |
| Be Smart | 最短距離で最善のゴールへ。いつでも、よりよいルートを考える。 |
| Be Yourself | 自分らしい働き方とキャリアを。心の声に耳を傾け、楽しく、自由に。 |
| To Be Happy | Serviceの届け先であるユーザーやクライアントはもちろん、仲間も、家族も、そして私たちも。すべての仕事は、関わるすべての人の幸せのために。 |

当社グループが手がける体験デザインには、インターフェースなどの目に見える部分に留まらず、「ビジネス要件」「バックステージを含むビジネスプロセス」から、「社会や文化的背景」「環境」との関わりまで含めて考え、ふさわしい体験が何なのかを追求するところにその価値があると考えています。

体験デザインとは、顧客が製品やサービスを利用する過程や感じる価値をデザインする行為を指します。エクスペリエンスデザインと同義語であり、当社グループはエクスペリエンスデザインの用語として主に使用しています。

そして、ふさわしい体験を構築することで、依頼元企業や団体の、パーパスやミッション・ビジョン実現に向けた事業活動立ち上げや事業継続の支援につなげていくことを事業の軸においています。

これらの考え方の概念図は以下の通りです。



消費財を販売する EC サイトにおける購入までのプロセス、コンテンツを配信する Web サイトにおけるユーザーへの配信までのプロセス等、提供する商品やサービスにおける依頼元企業（顧客企業）が自身の消費者やユーザー等における体験を、依頼元企業が考えるふさわしい体験となるように支援するのが、エクスペリエンスエージェンシーである当社グループの役割になります。依頼元企業が提供する商品やサービスを通じた体験がより良くなることで、依頼元企業自身のパーパスへの実現につながることを目標にしております。

(当社グループが提供するエクスペリエンスデザイン事業の内容)

このような考え方の下、当社グループにおいては単一セグメントとしてエクスペリエンスデザイン事業を展開しており、具体的には、Web サイトの構築や運営、サービスデザイン、さらにはUX (注) 1やUI (注) 2に関する企画や開発等を主事業としております。また、当社グループは、当社及び連結子会社1社 (オランダ王国北ホラント州アムステルダム市、Neuromagic Amsterdam B.V.) の計2社より構成されております。

(注) 1. UXとは、「User Experience」の略であり、製品やサービスのユーザー体験を最適化するデザイン手法。使いやすさや満足度を高め、「ふさわしい体験」の実現を目指す取り組みをいいます。

2. UIとは、「User Interface」の略であり、顧客と製品やサービスの接点 (インターフェース) のこと。特に当社の場合はコンピューターとユーザー間の情報をやり取りする際の接点をいいます。

エクスペリエンスデザイン事業においては、顧客における課題解決型のデザインとして、創業来の柱ともいえるWeb デザインや Web インテグレーションが売上の大半を占めています。その他、2017年からはサービスデザイン、ブランドデザイン、ビジネスデザインなど幅広い領域まで広がってきております。

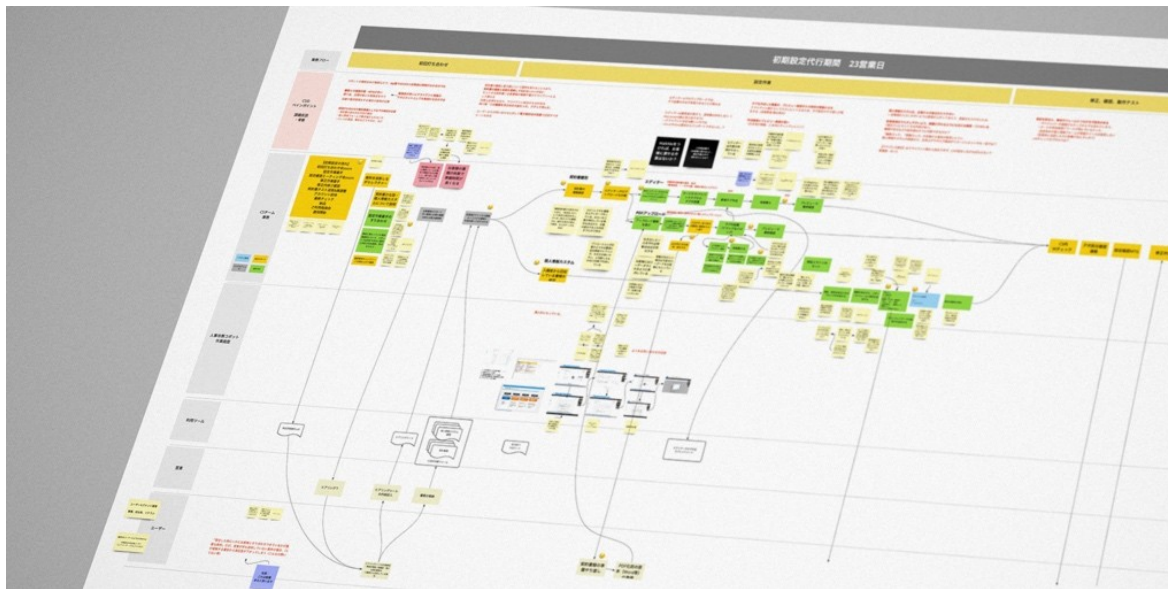
また、エクスペリエンスデザイン事業における対象顧客は、取引形態として大企業を中心に、直販と代理店を経由した取引があり、大手化粧品や日用品メーカー、大手広告代理店、さらには金融業など、業界を問わず幅広く展開しています。そして、創業来、長年に渡って Web デザイン、Web インテグレーションのノウハウを蓄積してきていることから、どのような業種、業態であっても顧客ニーズに合わせて柔軟に対応してきております。

そして、エクスペリエンスデザイン事業においては、5つのデザイン領域を定義し、顧客の課題に応じてこれらのアプローチを組み合わせることで、顧客に対してのふさわしい体験を提供することを価値として、事業活動を展開しています。

(5つのデザイン領域)

1. サービスデザイン

良い顧客体験を実現するために「組織とビジネス」をデザインするというコンセプトの下、「ビジネスデザイン」「UXデザイン」「デザインリサーチ」「ユーザーインサイトプランニング」「共創型未来創造ワークショップ」「ソーシャルコミュニティデザイン」を展開しています。

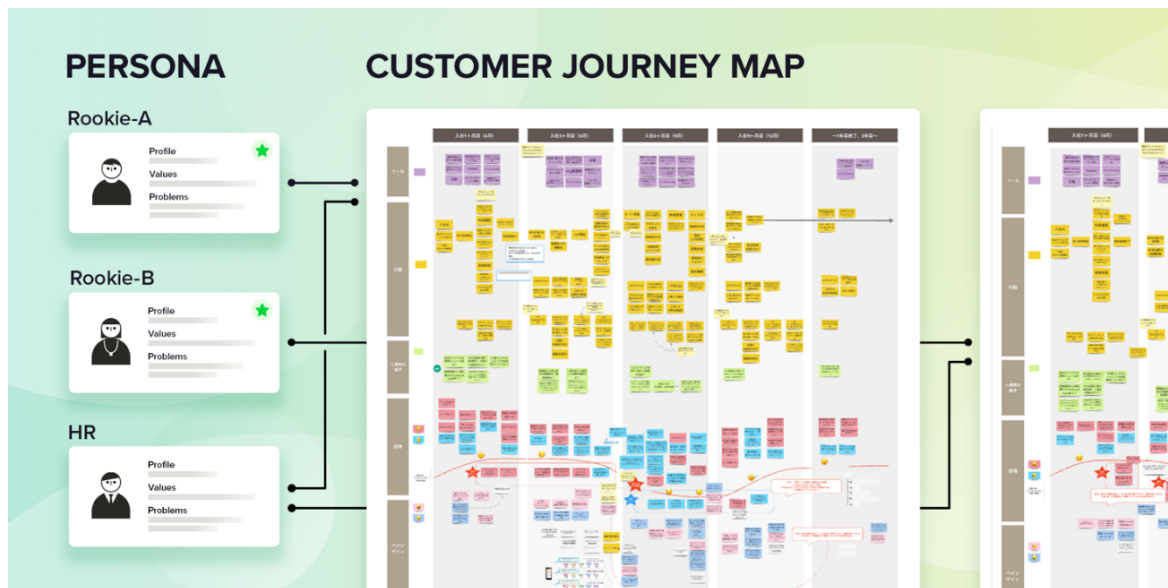


顧客名：ディップ株式会社

プロジェクト名：オンボーディング課題解決支援

2. プロダクトデザイン

「顧客のコア体験を中心に収益貢献するプロダクトをデザインする」というコンセプトの下、「UXコンセプト設計」「ユーザーストーリーマッピング」「UXリサーチ」「デザインガイドライン策定」「プロトタイプ開発、UI 開発」「ユーザビリティテスト」を展開しています。



顧客名：株式会社リクルートマネジメントソリューションズ

プロジェクト名：新規事業開発支援

3. ブランドデザイン

自分たちの「あり方や他社との違い」を体験起点で継続的にデザインするというコンセプトの下、「ミッション・ビジョン・バリュー開発」「STP（注）1とブランドエクイティの整理と管理」「JTBD（注）2の発見から体験（UX）起点でのブランド戦略立案」「ネーミング・タグライン開発」「VI（注）3・ロゴ開発」「ブランドアイデンティティ等の言語化」「トーン&マナー、トーンオブボイスの策定」を展開しています。



顧客名：株式会社ワークポート

プロジェクト名：ブランド・アイデンティティ明確化プロジェクト

- （注）1. STPとは、「Segmentation（セグメンテーション/市場細分化）」、「Targeting（ターゲティング/対象市場の選定）」、「Positioning（ポジショニング/市場における自社の立ち位置）」の頭文字を指します。
2. JTBDとは、「Jobs-to-be-done」の略であり、顧客による購買行動決定要因を指します。ハーバード・ビジネス・スクールの教授であったクレイトン・クリステンセンによる消費とニーズのメカニズムを、ジョブという概念を通じて顧客の購買行動を理論化したものです。
3. VIとは、「Visual Identity」の略であり、コーポレートブランドの価値やコンセプトを可視化することにより、企業としてのあらゆるイメージを伝えていくデザイン要素のことを指します。

4. コミュニケーションデザイン

サービスやブランドを最適な体験にする「届け方」をデザインするというコンセプトの下、「コミュニケーション戦略・戦術策定」「メディアプランニング・運用」「PR・プロモーション企画」「UXデザイン、UIデザイン」「Webインテ

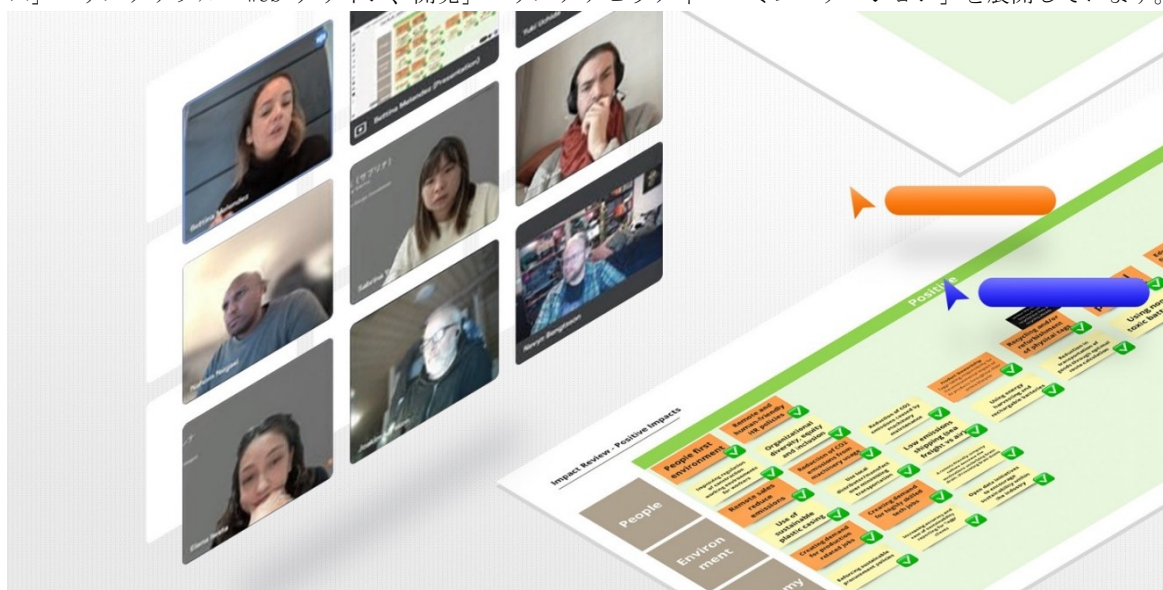
グレーション」「各種クリエイティブ制作」を展開しています。



株式会社ファイントゥデイ / 株式会社電通
プロジェクト名：シーブリーズ ブランドサイト

5. デザイン for サステナビリティ

持続可能な未来への変革をデザインするというコンセプトの下、「SXリサーチ」「サステナビリティ・デザイン・スプリント」「マテリアリティ(重要課題)評価ワークショップ」「サステナビリティ・データマネジメント・プラットフォーム」「サステナブル・Web デザイン、開発」「サステナビリティ・コミュニケーション」を展開しています。



顧客名：Taggr
プロジェクト名：マテリアリティ特定プロジェクト

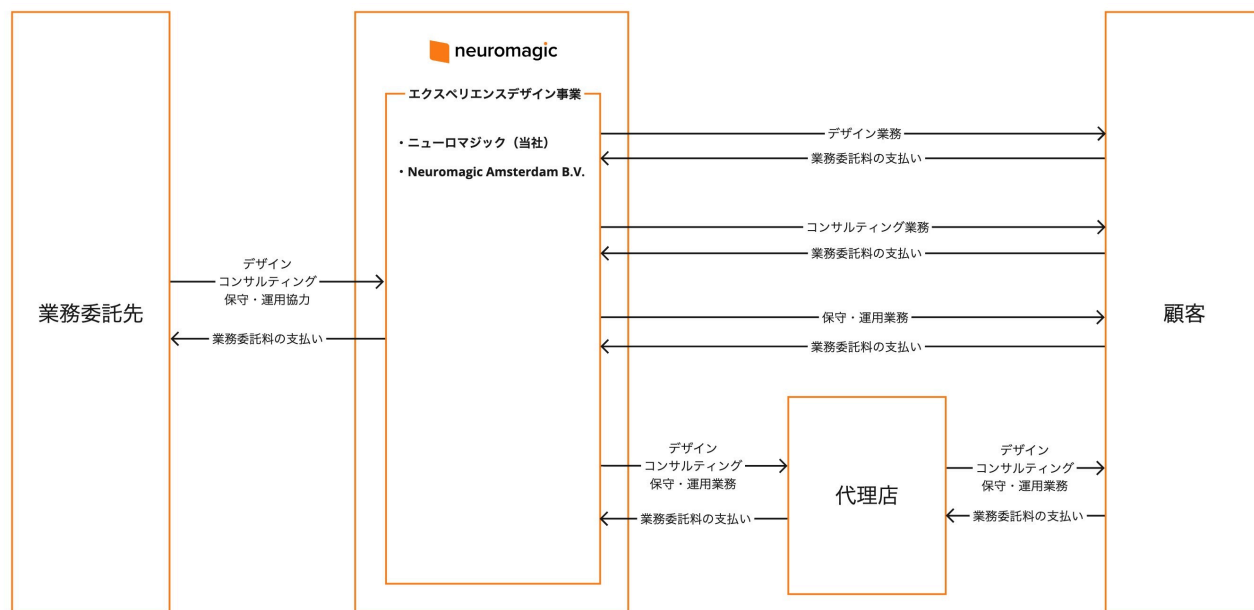
当社グループは、これまでの「コミュニケーションデザイン」領域から、新たに「サービスデザイン」領域に拡大することで、エクスペリエンスデザイン事業における成長を実現してまいりました。

将来的に多くの企業においては、バリューチェーンやステークホルダーとのコミュニケーション等における企業活動において、サステナビリティは避けては通れない課題になってきています。とりわけ、取引先やエンドユーザー等、企業の顧客に対してもサステナビリティの影響を少なからず及ぼすことになると考えており、そのためには企業とステークホルダーのコミュニケーションがより重要な役割を担うことになると考えております。

このようなことから、今後についてはこれまで当社グループが培ってきた「コミュニケーションデザイン」、「サービスデザイン」の各領域と、新たな「サステナビリティ」領域におけるシナジーを生み出すことによって、SXソリューションを通じて顧客との共創を創り出していくことが重要であると捉えています。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (ユーロ)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Neuromagic Amsterdam B.V.	オランダ王国 北ホラント州 アムステルダム市	80,000	エクスペリエンスデザイン事業 (デザイン for サステナビリティ)	(所有) 100.0	—

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
エクスペリエンスデザイン事業	73 (17)
全社（共通）	9 (－)
合計	82 (17)

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員及び派遣社員を含む）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2026年2月28日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
82(17)	40.2	8.0	5,141

セグメントの名称	従業員数（人）
エクスペリエンスデザイン事業	73 (17)
全社（共通）	9 (－)
合計	82 (17)

（注） 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員及び派遣社員を含む）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善などを背景に、景気は緩やかな回復基調をたどりました。一方で、長期化する物価上昇が個人消費に与える影響や、各国の金融政策の転換に伴う為替相場の変動に加え、米国新政権の政策動向等による世界経済への影響など、様々な情勢不安が国内景気を下押しするリスクが懸念され、依然として先行きの不透明な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻くIT・Web業界におきましては、生成AIをはじめとするテクノロジーの急速な進展を背景に、企業のデジタル活用はより高度化・多様化しております。それに伴い、単なるWebサイトの制作にとどまらず、ユーザーの行動や心理に寄り添った本質的なUX/UI（ユーザー体験）の向上や、事業プロセスそのものを変革する「DX実行支援」、さらには企業価値の向上に直結する「サステナビリティ推進」など、複雑化する経営課題を解決へと導く、より高度なサービスデザインや付加価値の高いソリューションを求める企業の需要が拡大しております。

このような環境の中、当連結会計年度における当社グループのエクスペリエンスデザイン事業におきましては、前連結会計年度までの大型案件に依存する受注体制を見直し、小・中規模案件を中心とした安定的な受注基盤の構築へシフトいたしました。これにより受注自体は底堅く推移したものの、売上高の上振れを牽引する大型案件の寄与が弱まりました。

一方で利益面につきましては、期初より全社を挙げて取り組んだコスト削減策が奏功し、売上原価が大幅に減少いたしました。また、オフィス環境の最適化を目的とした本社移転に伴う費用の発生により、販売費及び一般管理費は微増となったものの、全体のコストコントロールに努めた結果、収益体質は大きく改善いたしました。さらに、営業外収益として保険解約収入を計上しております。

これらの結果、連結売上高は1,163,458千円（前連結会計年度比4.3%減）、営業利益は26,890千円（前連結会計年度は営業損失53,516千円）、経常利益は33,224千円（前連結会計年度は経常損失67,872千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は27,610千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失71,738千円）となりました。

なお、当社グループは、エクスペリエンスデザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は367,593千円（前連結会計年度比96,843千円の増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、得られた資金は77,533千円（前連結会計年度は51,636千円の支出）となりました。これは主として、税金等調整前当期純利益33,224千円を計上したこと、未払金の増加38,256千円があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、得られた資金は28,284千円（前連結会計年度は654千円の収入）となりました。これは主として、保険積立金の解約による収入28,384千円があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、支出した資金は12,860千円（前連結会計年度は27,292千円の収入）となりました。これは主として、長期借入金の返済による支出42,125千円があった一方で、短期借入金の純増減額による収入19,740千円があったこと等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を示すと、次のとおりです。なお、当社グループはエクスペリエンスデザイン事業を主要な事業としており、また単一セグメントであるため、エクスペリエンスデザイン事業における販売高を記載しております。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	前年同期比 (%)
エクスペリエンスデザイン事業 (千円)	1,163,458	95.7
合計 (千円)	1,163,458	95.7

(注) 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)		当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社電通デジタル	154,552	12.7	158,266	13.6
日本ロレアル株式会社 (注)	256,157	21.1	—	—
株式会社D2C R (注)	129,224	10.6	—	—

(注) 当連結会計年度において、総販売実績に対する割合が10%以上となる相手先に該当しないため記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当社グループが対処すべき課題は、以下の項目と認識しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

（１）固定費の見直しと収益体質の強化

当連結会計年度においては、主に固定費の見直しを行ったこと等により、利益を計上する結果となりました。前連結会計年度に対して大きく改善されたものの、引き続き当社グループの損益分岐点比率は高い構造にあると捉えております。そのため、今後も経営の柔軟性と持続性を高めるべく、固定費の継続的な見直し・削減を進める必要があると考えております。

これにより、さらなる損益分岐点の引き下げと利益創出のハードルを低減し、売上高の変動に強い、より健全かつ安定した収益体制の構築を目指してまいります。

（２）顧客ポートフォリオの見直しと新規顧客開拓の強化

当社グループでは、売上高の回復及び中長期的な成長の実現に向け、営業活動の強化を重要な経営課題と位置付けております。既存顧客への提案力の向上と新規顧客開拓の両面から、収益機会の最大化を図ってまいります。

営業面においては、顧客への提案プロセスの効率化・高度化、ならびに営業管理の仕組みの強化に取り組めます。ナレッジやテクノロジーを活用した営業活動の体系化を進めることで、属人的な対応からの脱却を図り、再現性のある提案活動を実現します。

また、顧客のニーズや競合環境に応じた柔軟な提案を行うことで、当社グループのポジショニングを適切にコントロールし、顧客から選ばれる存在となることを目指します。今後も顧客ポートフォリオの最適化と提案力の強化を通じて、安定的かつ持続的な成長に向けた営業基盤の構築を進めてまいります。

（３）Webインテグレーション市場における提案価値の向上

当社グループは、これまでWebインテグレーション市場において着実に成長を遂げてまいりましたが、近年の市場環境の変化及び直近の収益状況を鑑み、事業戦略の再構築と提供価値の深化が必要であると認識しております。競合他社とのさらなる差別化を図るべく、今後はUX/UIデザイン（注）１・２及びサービスデザイン領域における専門性を一層高め、実績の蓄積に注力いたします。

具体的には、当社グループの収益の柱であるWebインテグレーション事業のアップデートに向け、時代の潮流やクライアントの潜在的なニーズを的確に捉えた商材ポートフォリオの最適化を推進いたします。あわせて、提案から納品に至る全プロセスにおいてAI技術を積極的に活用し、生産性の向上を図るとともに、知的財産権等の適切な管理・保護にも万全を期す方針です。

サービスデザインとコンテキストエンジニアリングを核に、これまで培ったアセットを活用したビジネスプロセスのリデザインを組み合わせることで、「顧客体験の設計」と「確実な実行（エグゼキューション）」の両輪から、お客様の多様かつ高度な課題解決に貢献してまいります。

（注）１．UXとは、「User Experience（ユーザーエクスペリエンス）」の略で、製品やサービスを利用する際のユーザー体験全体を指します。UXデザインは、この体験を最適化するための考え方や手法であり、使いやすさや満足度を高めることで、ユーザーにとって「心地よく、ふさわしい体験」を提供することを目的とします。

２．UIとは、「User Interface」の略で、ユーザーと製品やサービスの接点（インターフェース）を指します。特に当社の場合は、コンピューターとユーザーが情報をやり取りする際の画面デザインや操作方法など、視覚的・機能的な接点が中心となります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

（１）事業環境に関するリスク

①業界の動向について

当社グループが属するWebインテグレーション市場やUX/UI市場においては、これまでも継続的に市場が拡大しており、今後も引き続き成長が予想されます。

しかしながら、当該市場を含めたインターネット市場全体において、利用に関する新たな法的規制等の導入や、その他予期せぬ要因により、インターネットの利用が阻害され、当該市場動向に大きな変化が生じることとなった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②提供サービスの陳腐化について

当社グループが属するWebインテグレーション市場やUX/UI市場においては、急速な技術変化や技術革新、サービスの質の向上が進行しており、それとともにユーザーニーズが急速に変化しています。継続的に競争力を維持し、顧客からの支持を得るためには、顧客のニーズを継続的に把握するだけでなく、市場における様々な変化も把握し、サービスを継続的に見直していく必要があると認識しております。

しかしながら、当社グループが保有するサービスやノウハウ、技術等が陳腐化し、新たな技術変化や技術革新に的確に対応することが遅れた場合、または継続的に変化するユーザーニーズに対して的確に対応することができなくなった場合等において、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③技術革新について

当社グループが事業を展開するデジタル領域およびクリエイティブ業界においては、AI（人工知能）の技術革新が極めて急速に進展しております。このような技術革新は、新たなサービス提供の機会を創出する一方で、既存のビジネスモデルを陳腐化させる可能性や、技術習得の遅れによる競争力の低下、さらには競合他社との開発競争の激化を招くリスクを内包しております。当社グループがこれらの変化に適切かつ迅速に対応できなかった場合、サービス品質の相対的な低下や制作効率の悪化を招き、市場シェアの喪失を通じて、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、こうした技術革新を重要な経営課題の一つと捉え、AI技術の積極的な研究・活用を推進しております。具体的には、最新のAIツールを用いた制作プロセスの効率化やクリエイティブの高度化に加え、AIを基盤とした新たな付加価値サービスの企画・開発に取り組んでおります。また、専門スキルの習得を目的とした従業員教育の強化や、変化に柔軟に対応できる組織体制の構築を通じて、技術革新を自社の持続的な成長機会へと転換し、中長期的な競争優位性の確保を目指してまいります。

（２）事業内容に関するリスク

①競合他社の動向について

当社グループの事業は、Webインテグレーション市場において、様々な規模のプロジェクトや、システム開発からコンテンツ制作に至るまで多岐にわたるサービスを統合的に提供してきております。特に近年においては成長するUX/UIやサービスデザイン領域において積極的な投資を行い、市場における競争力を強化してきています。

しかしながら、当社グループが行った施策が顧客に受け入れられなかった場合や、競合他社が当社グループ以上に価格面や品質面で上回り、顧客が競合他社サービスを新たに採用した場合には、顧客離れが発生して、当社グループの事業運営及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②提供サービスの品質管理について

当社グループの事業においては、当社の案件責任者による顧客から受注した案件の進行管理や、デザイン責任者による顧客Webサイト等のデザイン品質において一定の水準を確保できるかどうかの判断等を行うことにより、提供サービスの品質確保に努めています。

しかしながら、管理者や制作者のリソース確保が十分に行われない場合、提供サービスの品質にばらつきが生じるだけでなく、顧客の満足度に対しても影響を及ぼすことにより、当社グループの品質イメージを棄損する可能性があり、その結果、当社グループの事業運営及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③新規事業展開について

当社グループは、継続的な事業拡大のために、国内外を問わず、新規事業開発や子会社の設立等を行っていく可能性が

ありますが、これらについては投資が比較的多額になる可能性があり、さらに予期せぬ要因により計画通りに展開できない可能性があります。また、これらが将来的に当社グループに与える影響を確実に予測することは困難であり、計画通りの収益が獲得できなかった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④海外における事業展開について

当社グループの連結売上高に占める海外現地法人の売上高構成比は軽微ですが、オランダ王国をはじめとしたヨーロッパ市場を今後の事業拡大領域として位置づけており、海外での事業展開と強化のために経営資源を投入しております。

しかしながら、海外で事業を行っていく上で、各国の法令や制度、政治や経済、社会情勢、文化や宗教、商慣習の違い、さらには為替レート変動等をはじめとしたさまざまな潜在的リスクが存在していると認識しており、それらのリスクに対応できないこと等により、事業展開が困難となった場合には、投資回収が困難となり、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは、海外グループ会社の現地通貨建てでの財務諸表を日本円に換算したうえで、連結財務諸表を作成していることから、為替相場の変動が当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤業務提携やM&Aについて

当社グループは、業務提携、合併等を通じた事業の拡大に取り組む可能性があります。当社グループと提携先や合併先の持つ事業運営ノウハウ等を融合することにより、大きな事業シナジーを発揮することを目指しておりますが、当初見込んでいた効果が発揮されない場合、またはこれらの提携が解消された場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、事業の展開等が計画どおりに進まない場合、のれんの減損処理を行う必要があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) コンプライアンスに関するリスク

①法規制について

当社グループの事業において、「下請代金支払遅延等防止法」「著作権法」「商標法」「個人情報の保護に関する法律」「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（2024年11月1日施行）」等をはじめとする日本国内の各種法令及び当社グループの海外拠点における諸外国の法制度や法令に関して、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、本発行者情報公表日現在において法令違反等はありません。

②個人情報の保護について

当社グループは、事業展開や人材採用活動等を通して各種の個人情報を保有しております。当社グループによる個人情報の取り扱いについては、日本において「個人情報の保護に関する法律」が適用され、諸外国においては当該各国の個人情報に関する法律が適用されます。

当社グループは、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークを取得しております。また、個人情報管理規程及び情報セキュリティ管理規程を制定し、個人情報を厳格に管理するとともに、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、個人情報の保護に関する法律及び関連法令並びに当社グループに適用されるガイドラインの遵守に努めるとともに、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、外部からの不正アクセスや社内規定体制の瑕疵等により、個人情報が外部に流出した場合には、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の低下等により、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③知的財産権について

当社グループが使用する商標、ソフトウェア、システム等について、現時点において第三者の知的財産権を侵害するものはないと認識しております。万が一、第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者より、損害賠償請求、使用差止請求等が発生する可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 組織体制に関するリスク

①内部管理体制について

当社グループは、継続的な成長のためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しております。当社グループでは、役職員等の内部関係者の不正行為等が発生しないよう、コンプライアンス規程を制定し、当社グループの役職員等が遵守すべき法令、ルールを定めており、内部監査等により遵守状況の確認を行っております。

しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為が発生するといった事態が生じた場合、また事業の急速な拡大により内部管理体制の構築が追いつかない事態が生じる場合には、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②人材の確保と育成について

当社グループは、今後想定される事業拡大や新規事業の展開に伴い、競争力のあるサービスを提供していくための、当社の社風にあった優秀な人員の確保と育成が不可欠と考えております。そのため、当社グループは、事業計画に沿って優秀な人材の採用及び社員の教育を行っていく方針ですが、当社の求める人材が計画的に確保できない場合、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③特定人物への依存について

当社の代表取締役社長CEOである黒井基晴は、当社の株主（株式総数に対する所有株式数の割合79.83%）であり、創業以来代表取締役社長CEOを務めております。同氏は、WebインテグレーションやUX/UI関連ビジネスに関する豊富な経験と知識を有しており、当社グループの経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループにおいては、取締役会や経営会議等における役員及び執行役員ら幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の代表取締役社長としての業務執行を継続することが困難となった場合には、現状においては当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ハラスメントについて

当社グループは、従業員一人一人を尊重し、パフォーマンスを発揮できるような勤務形態、環境を用意するよう努めております。そのため、当社グループでは、ハラスメント防止規程やコンプライアンス規程等を制定し、当社グループの役員等が順守すべきルールを定めるとともに、違反行為が発覚した場合に備えて内部通報規程に弁護士事務所を内部通報窓口として設定しております。

しかしながら、各種ハラスメントが発生した場合には、職場環境の悪化にとどまらず、労災補償や企業イメージの悪化などによって、当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

（５）自然災害や感染症等について

地震、風水害などの自然災害により社屋・事務所・設備・従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社グループに直接的または間接的な影響を及ぼす可能性があります。

また、ウイルスなどの感染症等につきましては、新型インフルエンザやコロナウイルス等の感染症が想定を上回る規模で発生及び流行した場合、社会的な生産活動の停滞、日本市場の需要低下といった間接的な影響を受ける可能性があります。

（６）会計上のリスク

①収益の季節的変動について

当社グループの売上高及び営業利益は、クライアントの決算期が１月から３月までの期間に集中する傾向に伴い季節的変動があり、１月から３月の属する第１四半期、第４四半期の売上高・営業利益が他の四半期に比べて高くなる傾向があります。同時期に何らかのビジネス阻害要因が発生した場合、業績に影響を与える可能性があります。

②繰延税金資産の回収可能性について

繰延税金資産の計算は将来の課税所得の見通し及び税務上実現可能な利益計画に従い、実現可能性を定期的に評価しております。しかし、経営状況の悪化や税務調査の結果等により、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。そのため、将来の課税所得の予測・仮定に基づいて繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産は減額され、その結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

将来の見通しの変化等により事業計画にダウンスайдリスクが判明した場合には、繰延税金資産の回収可能性に関しての見直しの可否を適時に判断できるような体制を構築しています。

③受注損失引当金の計上について

当社グループは、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額に対して、受注損失引当金を計上しております。

なお、受注契約ごとの仕様に基づいて直接費（納品までの工数及び外注費等）及び間接費を見積もり原価総額を計算し、将来の損失見込額を算定しております。

プロジェクト原価総額の見積りが大幅に変動した場合には、翌連結会計年度の当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（７）J-Adviser との契約について

当社グループは、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、

公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に

関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いだと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）。
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間

内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

(8) F-Adviserとの契約について

当社グループは、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行なっております証券市場 Fukuoka PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ証券株式会社を担当 F-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ証券株式会社との間で、担当F-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、Fukuoka PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当F-Adviserを確保できない場合、当社株式はFukuoka PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<F-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という）は F-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a)法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b)私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散につい

て株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

(a) Fukuoka PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i からviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- ⑩法令違反及び上場規程違反等
甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を証券会員制法人福岡証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫株式の譲渡制限
甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭指定振替機関における取扱い
甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮株主の権利の不当な制限
株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）。
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
 - d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれ少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯全部取得
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰株式売渡請求による取得
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- ⑱株式併合
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- ⑲反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が Fukuoka PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑳その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは証券会員制法人福岡証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<F-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の

期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を証券会員制法人福岡証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ106,923千円増加（22.6%増）し、580,504千円となりました。これは主として、現金及び預金の増加96,843千円があったこと等によるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ35,039千円減少（58.5%減）し、24,880千円となりました。これは主として、保険積立金の減少19,636千円、工具、器具及び備品の減少13,136千円があったこと等によるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ74,459千円増加（40.1%増）し、260,315千円となりました。これは主として、未払金の増加38,425千円、短期借入金の増加19,740千円があったこと等によるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ33,977千円減少（16.2%減）し、176,090千円となりました。これは主として、長期借入金の減少38,644千円があったこと等によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は、主として親会社株主に帰属する当期純利益の計上27,610千円等により、前連結会計年度末に比べ31,401千円増加（22.8%増）し、168,978千円となりました。

(3) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度における経営成績の概況については、「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

経営成績に重要な影響を与える要因についての分析は、「第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

①キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

キャッシュ・フローの分析につきましては、「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

②資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループは、事業活動のための資金の財源として、主に手元の資金と営業活動によるキャッシュ・フロー、金融機関からの借入により充当しています。当連結会計年度末における現金及び現金同等物は367,593千円であり、十分な流動性を確保しています。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は100千円であります。その主な内容は、ソフトウェアの購入であります。また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社の事業はエクスペリエンスデザイン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 発行者

2026年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			建物	工具、器具及び備品	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (東京都中央区)	エクスペリエンスデザイン事業	本社事務所	－	3,421	98	930	4,450	82 (17)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 帳簿価額のうち「その他」は、リース資産であります。
 3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員及び派遣社員を含む)は期中の平均人員を() 外数で記載しております。

(2) 在外子会社

2025年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
				建物	工具、器具及び備品	ソフトウェア	その他	合計	
Neuromagic Amsterdam B.V.	本社 (オランダ王国 北ホラント州 アムステルダム 市)	エクスペリエンスデザイン事業	事務所	－	111	－	－	111	－ (一)

- (注) 現在休止中の主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2026年2月28日)	公表日現在発行数(株) (2026年5月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,152,000	2,328,400	823,600	823,600	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) 福岡証券取引所 (Fukuoka PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,152,000	2,328,400	823,600	823,600	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2024年6月1日 (注) 1	786,424	788,000	—	57,060	—	5,460
2024年7月3日 (注) 2	35,600	823,600	4,556	61,617	4,556	10,017

(注) 1. 2024年5月17日開催の取締役会決議により、2024年5月31日開催の定時株主総会決議による定款変更を前提として、2024年6月1日付で普通株式1株を500株に分割しております。これにより株式数は786,424株増加し、788,000株となっております。

2. 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当

募集株式の払込金額	1株につき256円
払込金額の総額	9,113,600円
出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
増加する資本金及び資本準備金	資本金 4,556,800円 資本準備金 4,556,800円
譲渡制限期間	2024年7月3日～2027年7月2日
割当先	業務執行取締役（社外取締役であるものを除く。）3名 黒井基晴19,700株、木村隆二11,900株、石川修一4,000株

(6) 【所有者別状況】

2026年2月28日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	2	－	5	8	15	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	12	－	245	7,979	8,236	0
所有株式数の割合（％）	－	－	－	0.14	－	2.97	96.87	100.00	－

(7) 【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
黒井 基晴（注）1、4	千葉県浦安市	657,500 (19,700)	79.83 (2.39)
木村 隆二（注）2、4	東京都世田谷区	84,900 (11,900)	10.30 (1.44)
山崎 里仁	東京都世田谷区	49,000	5.94
ジェフリー・サムズ	東京都府中市	11,500	1.39
ヘンリック・ファルクトフト	アメリカ合衆国ニューヨーク州	5,500	0.66
石川 修一（注）2、4	千葉県我孫子市	4,000 (4,000)	0.48 (0.48)
マイケル・チュウ	アメリカ合衆国ニューヨーク州	3,500	0.42
ロバート・スタイン	イギリス連合王国ロンドン自治区	3,000	0.36
安田 善一郎（注）3	東京都調布市	1,000	0.12
株式会社ミント・コーポレーション	東京都港区六本木二丁目4番9号	1,000	0.12
ポール・クロフト	アメリカ合衆国カリフォルニア州	1,000	0.12
計	—	821,900 (35,600)	99.79 (4.32)

(注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長CEO）

2. 特別利害関係者等（当社の取締役）

3. 特別利害関係者等（当社の監査役）

4. 2024年6月17日付の取締役会決議により、2024年7月3日を払込期日として譲渡制限付株式の発行を行います。（ ）内は、譲渡制限付株式の割合であり、内数であります。なお、譲渡制限付株式は、普通株式であります。

5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 823,600	8,236	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	823,600	—	—
総株主の議決権	—	8,236	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を重要視しており、配当政策についても重要な経営課題のひとつとして認識しております。剰余金の配当につきましては、財務体質の強化と内部留保とのバランスを考慮しながら、安定的な利益の還元を継続する方針であります。また、内部留保の使途については、人材採用やマーケティング活動など事業活動拡大のための戦略的投資に活用します。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これらの配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

2026年2月期においては営業利益および当期純利益をそれぞれ計上し、経営環境の改善と収益基盤の安定化が図られました。これを受け、前期の無配から復配することとし、当期の期末配当につきましては1株当たり10.24円といたしました。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

当社株式は2024年9月30日付に東京証券取引所TOKYO PRO Marketへ上場し、2024年12月16日付で福岡証券取引所 Fukuoka PRO Marketへ上場しております。

回次	第30期	第31期	第32期
決算年月	2024年2月期	2025年2月期	2026年2月期
最高(円)	—	256	—
最低(円)	—	256	—

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market及び福岡証券取引所 Fukuoka PRO Marketにおけるものです。

5 【役員の状況】

男性6名 女性1名 （役員のうち女性の比率14.3%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長CEO	黒井 基晴	1962年8月28日生	1986年4月 株式会社ゴー・プロジェクト入社 1994年9月 当社設立 代表取締役社長CEO 就任（現任） 2000年1月 スポーツ・ジェイ株式会社（株 式会社ニューロマジック・コミュ ニケーションズ商号変更後、当社 吸収合併）代表取締役	(注) 1	(注) 3	657,500
取締役	COO (注) 6	木村 隆二	1980年1月20日生	2005年11月 株式会社ニューロマジック・コ ミュニケーションズ（現 当社） 入社 2009年9月 当社 執行役員就任 （営業/企画部門管掌） 2016年11月 当社 取締役執行役員就任 （制作管理部門管掌追加） 2017年4月 当社 取締役執行役員就任 （サービスデザイン部門管掌 追加） 2022年4月 当社 取締役COO就任（現任）	(注) 1	(注) 3	84,900
取締役	CIO コーポ レート グループ リーダー (注) 6	石川 修一	1975年1月18日生	1997年5月 有限会社ビジュアルコンピューテ ィングラボラトリー設立 代表取 締役就任 2000年3月 当社入社 2005年12月 当社 執行役員就任 （インタラクシオンデザイン部門 管掌） 2019年12月 当社執行役員就任 （管理部門管掌） 2022年4月 当社 取締役CIO就任 コーポレ ートグループリーダー（現任）	(注) 1	(注) 3	4,000
取締役	執行役員 DEI 担当 及び SUS 成長戦略 担当	永井 菜月	1991年4月21日生	2018年10月 当社入社 2022年11月 当社 執行役員就任 DEI担当 (注) 7 2024年5月 当社 取締役執行役員就任 DEI 担当及び SUS 成長戦略担当 (現任)(注)10、11	(注) 1	(注) 3	—
社外取 締役	—	クリストファー ・ローウェン (注) 8	1967年11月13日生	1991年3月 ソニー株式会社入社 1998年10月 株式会社インターネット総合研 究所入社 2000年1月 AvTech Ventures 入社 2000年3月 スポーツ・ジェイ株式会社（後 株式会社ニューロマジック・コ ミュニケーションズ）取締役就 任 2000年4月 IRI USA, Inc. 入社 2005年10月 Tilana Systems Corporation Chairman 就任 2006年3月 JP SCOPE, Inc. Chairman, CEO 就任 2006年5月 Sigil Games Online, Inc. 入社 2006年10月 当社 社外取締役就任（現任） 2009年2月 Markkula Center for Applied Ethics, Santa Clara University Member of Advisory Board就任 2014年5月 Visionary Realms, Inc. Chairman, CEO就任（現任）	(注) 1	(注) 3	—

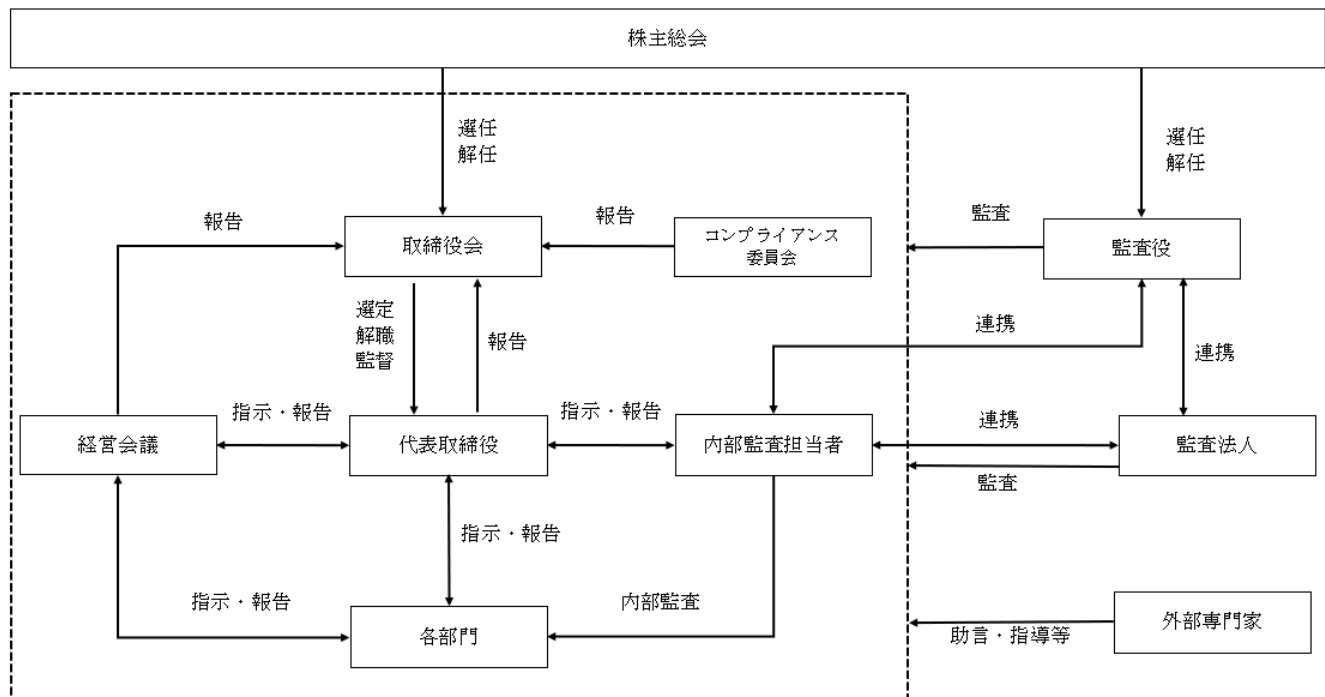
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役	—	安田 善一郎	1964年 9 月28日生	1987年 4 月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 1994年 9 月 当社設立 取締役就任 2004年10月 個人事業主としてシエルセラ ン創業 2008年 6 月 当社 監査役就任（現任） 株式会社ニューロマジック・コ ミュニケーションズ 社外監査役 就任 2015年 4 月 シエルセラン合同会社設立 代表社員就任（現任） 2025年 9 月 株式会社Surface & Architecture 取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 3	1,000
社外監 査役	—	富永 淳志 (注) 9	1981年11月28日生	2004年 4 月 株式会社N T T ファシリティーズ 入社 2010年1月 有限責任あずさ監査法人入所 2014年 8 月 三菱UFJ モルガン・スタンレー 証券株式会社入社 2016年10月 富永公認会計士事務所開業（現 任） 2020年 3 月 株式会社 global bridgeHOLDINGS （現：AIAI グループ株式会社） 社外監査役就任 2020年12月 アリオンパートナーズ株式会社 設立 代表取締役就任（現任） 2020年12月 Trim株式会社 社外監査役就任 2021年 6 月 株式会社パーソンズ(株式会社はな 保育) 社外監査役就任 2021年 9 月 Frich株式会社 社外監査役就任 2022年10月 当社 社外監査役就任（現任） 株式会社はなホールディングス 社外監査役就任（現任） 2023年 3 月 山八商事株式会社 社外監査役就任 （現任）	(注) 2	(注) 3	—
計							747,400

- (注) 1. 取締役の任期は、2024年 2 月期に係る定時株主総会終結の時から2026年 2 月期に係る定時株主総会終結の時
までであります。
2. 監査役の任期は、2024年 2 月期に係る定時株主総会終結の時から2028年 2 月期に係る定時株主総会終結の時
までであります。
3. 2026年 2 月期における役員報酬の総額は74,653千円を支給しております。
4. 当社は、2024年 5 月31日開催の第30期定時株主総会において、業務執行取締役（社外取締役を除く。）に、
企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を進
めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。2024年 6 月17日開催の取締役会にお
いて、譲渡制限付株式報酬制度として新株式の発行を行うことについて決議し、黒井基晴19,700株、木村隆
二11,900株及び石川修一4,000株を割り当てております。
5. COOとはChief Operating Officerを略し、CIOとはChief Information Officerを略し、CSOとはChief
Sustainability Officerを略しております。
6. クリストファー・ローウェン氏は、会社法第 2 条第15項に定める社外取締役であります。
7. 富永淳志氏は、会社法第 2 条第16項に定める社外監査役であります。
8. 「DEI」とはDiversity（多様性）、Equity（公平、公正性）& Inclusion（包摂性）の略であり、各役職員
等が働きやすく、成果を出し続ける、成長し続けるための概念であります。
9. 「SUS」とは、Service Design, UX Design & Sustainability Transformation の略であります。
10. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各グループの業務
執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。
執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

氏名	担当
永井 菜月	DEI担当、SUS成長戦略担当

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、あらゆるエクスペリエンスにおいて、もっともふさわしい解決を追求することをミッションとしております。このミッションを果たしながら、企業の成長とともに収益性の向上、さらには株主価値の向上を図っていくためには、コーポレート・ガバナンスの体制強化が重要な経営課題であると認識しております。具体的には、取締役会、監査役、内部監査及び監査法人との連携を通じて、適法性の確保及び不正防止のためのリスク管理体制の充実、さらにはタイムリーなディスクロージャー体制の確立等を行うことによって、経営の透明性と健全性を確保に努めてまいります。

②会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、2名の監査役（うち社外監査役1名）で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人やまぶきと監査契約を締結し、独立した立場から株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条3項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2026年2月期において監査を執行した公認会計士は西岡朋晃氏、江口二郎氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名、その他4名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ. 内部監査

当社は独立した内部監査部門は設置しておりませんが、代表取締役が任命する内部監査担当者2名が、自己の属する部門を除く当社全部門に対して業務監査を実施し、監査結果を代表取締役に直接報告しております。なお、自己の属する部門については別の担当者が業務監査を実施することで自己監査としない体制としております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交

換を行っており、効率的な監査に努めております。

ホ. コンプライアンス委員会

代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会（委員長：代表取締役社長CEO）は、3名の常勤取締役及び監査役2名、内部監査担当2名で構成されております。代表取締役社長CEOを含む業務執行取締役3名は、当社のリスク及びコンプライアンス全般について責任を有しております。またリスク・コンプライアンスの取締役会での審議、決定は、半年に1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

ヘ. 経営会議

代表取締役を議長とする経営会議は、4名の常勤取締役及び執行役員、各部門のグループリーダーで構成されております。事業進捗の確認、リスクの認識や対策の検討、各部門の業務に関する協議を中心に、原則月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。経営会議で決定した内容は、取締役会で報告されるとともに各部門に対して共有され、対策を講じる体制をとっております。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、管理部門であるコーポレートグループが主管部署として、業務を監査しております。

つぎにコーポレートグループの監査は、事業部門であるエクスペリエンスデザイングループが実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署としてコーポレートグループが情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外監査役1名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外監査役富永淳志氏は、当社との間には人的関係、資本的关系、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引等の実施につきましては、その取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、当社取締役会の決議により行う方針であります。

当社グループでは、子会社も含めた全役員に関連当事者取引の有無に関する申告を義務付けております。また、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合は、取引条件の妥当性、当該取引の合理性（事業上の必要性）等を慎重に検討した上で、取締役会の承認を得ることとしており、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役（社外取締役除く）	69,853	69,853	—	—	5
監査役（社外監査役除く）	960	960	—	—	1
社外役員	3,840	3,840	—	—	2

（注）2024年5月17日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、2024年5月31日開催の第30期定時株主総会に付議し、決議されております。本制度は、当社の業務執行取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

⑨取締役及び監査役の定数

当社グループの取締役は7名以内、監査役は2名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑯株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	10,500	—
連結子会社	—	—
計	10,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

（最近連結会計年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第115条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（2025年3月1日から2026年2月28日まで）の連結財務諸表について、監査法人やまぶきにより監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	270,750	367,593
売掛金	141,704	171,280
仕掛品	※ 23,029	※ 13,687
その他	38,097	27,942
流動資産合計	473,581	580,504
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,583	—
工具、器具及び備品	39,616	26,480
リース資産	2,160	1,188
減価償却累計額	△35,878	△23,204
有形固定資産合計	11,480	4,464
無形固定資産		
ソフトウェア	—	98
無形固定資産合計	—	98
投資その他の資産		
保険積立金	19,636	—
繰延税金資産	14,542	10,235
その他	14,260	10,082
投資その他の資産合計	48,439	20,317
固定資産合計	59,920	24,880
資産合計	533,501	605,384

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	36,766	34,495
短期借入金	16,660	36,400
1年内返済予定の長期借入金	41,013	47,532
未払金	65,940	104,365
未払法人税等	4,352	4,834
受注損失引当金	6,916	745
その他	14,207	31,941
流動負債合計	185,855	260,315
固定負債		
長期借入金	155,533	116,889
退職給付に係る負債	53,065	58,417
その他	1,469	784
固定負債合計	210,067	176,090
負債合計	395,923	436,405
純資産の部		
株主資本		
資本金	61,617	61,617
資本剰余金	8,358	8,358
利益剰余金	50,579	78,190
株主資本合計	120,555	148,166
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	17,022	20,812
その他の包括利益累計額合計	17,022	20,812
純資産合計	137,577	168,978
負債純資産合計	533,501	605,384

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)		当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	
売上高	※ 1	1,216,303	※ 1	1,163,458
売上原価		1,013,074		906,492
売上総利益		203,229		256,966
販売費及び一般管理費	※ 2	256,745	※ 2	230,076
営業利益又は営業損失 (△)		△53,516		26,890
営業外収益				
受取利息		109		499
受取配当金		2		2
保険解約益		—		8,748
為替差益		46		—
補助金収入		2,045		—
その他		338		1,137
営業外収益合計		2,541		10,387
営業外費用				
支払利息		2,375		2,811
上場関連費用		13,550		—
長期前払費用償却		—		894
その他		971		345
営業外費用合計		16,897		4,052
経常利益又は経常損失 (△)		△67,872		33,224
特別損失				
固定資産除売却損	※ 3	110		—
特別損失合計		110		—
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失 (△)		△67,982		33,224
法人税、住民税及び事業税		6,285		1,306
法人税等還付税額		△6,101		—
法人税等調整額		3,572		4,306
法人税等合計		3,755		5,613
当期純利益又は当期純損失 (△)		△71,738		27,610
非支配株主に帰属する当期純利益		—		—
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△71,738		27,610

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△71,738	27,610
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	4,017	3,790
その他の包括利益合計	※ 4,017	※ 3,790
包括利益	△67,720	31,401
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△67,720	31,401
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	57,060	5,460	122,317	184,839
当期変動額				
新株の発行	4,556	4,556		9,113
剰余金の配当			—	—
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△71,738	△71,738
連結子会社株式の追加取得による持分の増減		△1,659		△1,659
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	4,556	2,897	△71,738	△64,283
当期末残高	61,617	8,358	50,579	120,555

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	13,004	13,004	3,287	201,130
当期変動額				
新株の発行				9,113
剰余金の配当				—
親会社株主に帰属する当期純損失（△）				△71,738
連結子会社株式の追加取得による持分の増減				△1,659
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,017	4,017	△3,287	730
当期変動額合計	4,017	4,017	△3,287	△63,553
当期末残高	17,022	17,022	—	137,577

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	61,617	8,358	50,579	120,555
当期変動額				
剰余金の配当			—	—
親会社株主に帰属する当期純利益			27,610	27,610
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	—	27,610	27,610
当期末残高	61,617	8,358	78,190	148,166

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	17,022	17,022	—	137,577
当期変動額				
剰余金の配当				—
親会社株主に帰属する当期純利益				27,610
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,790	3,790	—	3,790
当期変動額合計	3,790	3,790	—	31,401
当期末残高	20,812	20,812	—	168,978

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失 (△)	△67,982	33,224
減価償却費	9,793	6,490
受取利息及び受取配当金	△111	△501
支払利息	2,375	2,811
保険解約益	—	△8,748
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	5,083	△6,170
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	5,110	5,351
固定資産除売却損益 (△は益)	110	—
売上債権の増減額 (△は増加)	51,531	△29,553
棚卸資産の増減額 (△は増加)	41,522	9,341
仕入債務の増減額 (△は減少)	△26,367	△2,386
未払金の増減額 (△は減少)	△32,597	38,256
その他	△33,800	26,263
小計	△45,331	74,379
利息及び配当金の受取額	111	501
利息の支払額	△2,375	△2,811
法人税等の支払額	△4,039	△824
法人税等の還付額	—	6,289
営業活動によるキャッシュ・フロー	△51,636	77,533
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,000	—
定期預金の払戻による収入	10,800	—
有形固定資産の取得による支出	△5,396	—
有形固定資産の売却による収入	213	—
無形固定資産の取得による支出	—	△100
保険積立金の支払による支出	△3,962	—
保険積立金の解約による収入	—	28,384
投資活動によるキャッシュ・フロー	654	28,284
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	16,660	19,740
長期借入による収入	80,000	10,000
長期借入金の返済による支出	△64,492	△42,125
非支配株主への払戻による支出	△4,382	—
その他	△493	△475
財務活動によるキャッシュ・フロー	27,292	△12,860
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,663	3,885
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△20,026	96,843
現金及び現金同等物の期首残高	290,776	270,750
現金及び現金同等物の期末残高	※ 270,750	※ 367,593

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称

Neuromagic Amsterdam B.V.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Neuromagic Amsterdam B.V. の決算日は12月31日であり、連結財務諸表の作成にあたっては、12月31日現在の財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法によっております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年

工具、器具及び備品 5年

(3) 重要な引当金の計上基準

受注損失引当金

受注案件のうち、期末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため、翌期以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの収益は、主に顧客からの要望に応じたWebサイトの企画・制作やシステム設計・構築に加え、当該顧客を含めた保守売上を主たる事業としています。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

①Webサイトの企画・制作、システム設計・構築

Webサイトの企画・制作、システム設計・構築による収益は、顧客との契約によるWebコンテンツ制作やシステム構築等の業務の遂行によるものです。当該業務の遂行に伴い顧客が便益を享受すると判断されることから、義務の履行が完了した部分の対価を収受する強制力のある権利を有している金額で収益を認識しております。

②保守運営サービス

保守運営サービスから生じる収益は、Webサイトの保守等の役務提供によるものです。顧客との契約期間にわたり常時継続的にサービスが提供されていることから、当該履行義務は時の経過にわたり充足されるものと判断し、契約期間に応じて均等按分により収益を認識しております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

受注損失引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
受注損失引当金	6,916	745

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額に対して、受注損失引当金を計上しております。

なお、受注契約ごとの仕様に基づいて直接費（納品までの工数及び外注費等）及び間接費の見積もり原価総額を計算し、将来の損失見込額を算定しております。

契約ごとの個性が高く、顧客要望の高度化、案件の複雑化や完成までの状況の変化によって、当初見積り時には予見不能な作業工数の増加等により原価総額の見積り変動することがあります。また、原価総額の見積りの変動に関連して、顧客との契約金額や対応する履行義務についての合意内容について変更が行われることもあります。

プロジェクト原価総額の見積りが大幅に変動した場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表における受注損失引当金及び売上原価に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項 ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、この会計方針の変更による当連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2029年2月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、当連結財務諸表の作

成時において評価中です。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※ 損失の発生が見込まれる受注契約に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失が見込まれる受注契約に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
仕掛品	6,842千円	726千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
役員報酬	75,046千円	74,653千円
給与手当	31,233	47,673
外注費	27,872	25,785
退職給付費用	350	455

※3 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
工具、器具及び備品	36千円	一千円
リース資産	73	—
計	110	—

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	4,017千円	3,790千円
組替調整額	—	—
計	4,017	3,790
税効果調整前合計	4,017	3,790
税効果額	—	—
その他の包括利益合計	4,017	3,790

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 期首株式数(株)	前連結会計年度 増加株式数(株)	前連結会計年度 減少株式数(株)	前連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,576	822,024	—	823,600
合計	1,576	822,024	—	823,600

(注) 当社は2024年5月17日開催の取締役会決議により、2024年5月31日開催の定時株主総会決議による定款変更を前提として、2024年6月1日付で普通株式1株を500株に分割しております。また、2024年6月17日開催の取締役会において、2024年7月3日を払込完了日とする譲渡制限付株式報酬制度として新株式の発行を行うことについて決議し、払込が完了いたしました。これらにより株式数は822,024株増加しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	823,600	—	—	823,600
合計	823,600	—	—	823,600

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	8,434	10.24	2026年2月28日	2026年5月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月 28 日)	当連結会計年度 (自 2025年 3 月 1 日 至 2026年 2 月 28 日)
現金及び預金勘定	270,750千円	367,593千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	270,750	367,593

(リース取引関係)

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業未払金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当社の営業債権は特定の大口顧客に集中する可能性が高いものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金※2	196,546	196,347	△198
負債計	196,546	196,347	△198

(※1)「現金及び預金」、「売掛金」、「営業未払金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

当連結会計年度（2026年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金※2	164,421	164,242	△178
負債計	164,421	164,242	△178

(※1)「現金及び預金」、「売掛金」、「営業未払金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2025年 2 月28日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	270,750	—	—	—
売掛金	141,704	—	—	—
合計	412,454	—	—	—

当連結会計年度 (2026年 2 月28日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	367,593	—	—	—
売掛金	171,280	—	—	—
合計	538,874	—	—	—

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2025年 2 月28日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金 (1 年内返済予定を含む)	41,013	44,196	43,113	25,016	20,016	23,192
合計	41,013	44,196	43,113	25,016	20,016	23,192

当連結会計年度 (2026年 2 月28日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金 (1 年内返済予定を含む)	47,532	46,727	26,954	20,016	20,016	3,176
合計	47,532	46,727	26,954	20,016	20,016	3,176

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2025年2月28日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 （1年内返済予定含む）	—	196,347	—	196,347
負債計	—	196,347	—	196,347

当連結会計年度（2026年2月28日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 （1年内返済予定含む）	—	164,242	—	164,242
負債計	—	164,242	—	164,242

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至2025年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至2026年2月28日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至2025年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至2026年2月28日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。当社グループは簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
退職給付に係る負債の期首残高	47,954千円	53,065千円
退職給付費用	6,945	8,345
退職給付の支払額	△1,834	△2,994
退職給付に係る負債の期末残高	53,065	58,417

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
非積立型制度の退職給付債務	53,065千円	58,417千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	53,065	58,417
退職給付に係る負債	53,065	58,417
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	53,065	58,417

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
退職給付費用	6,945千円	8,345千円
確定給付制度に係る退職給付費用	6,945	8,345

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
繰延税金資産		
未払賞与	— 千円	9,347千円
受注損失引当金	2,392	257
退職給付に係る負債	18,355	20,697
繰越欠損金 (注) 2	29,515	—
その他	10,077	14,831
繰延税金資産小計	60,340	45,134
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△17,365	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△28,432	△34,898
評価性引当額小計	△45,797	△34,898
繰延税金資産合計	14,542	10,235

(注) 1. 評価性引当額が16,922千円増加しております。

その増加の内容は主として退職給付に係る負債であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2025年2月28日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	29,515	29,515
評価性引当額	—	—	—	—	—	17,365	17,365
繰延税金資産	—	—	—	—	—	12,150	(※2) 12,150

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金29,515千円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産12,150千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度 (2026年2月28日)

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
法定実効税率	—%	34.6%
(調整)		
住民税均等割	—	2.5
評価性引当額の増減	—	△32.8
海外税率差異	—	13.4
その他	—	△0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	16.9

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

3. 連結決算日後における法人税等の税率の変更

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度より法人税率が引き上げられることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は、従来の34.6%から、2027年3月1日以後開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異については35.4%に変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至2025年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至2026年2月28日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

重要性がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

重要性がないため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

サービスカテゴリー別	合計（千円）
一時点で移転される財及びサービス	1,208,594
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	7,708
顧客との契約から生じる収益	1,216,303
外部顧客への売上高	1,216,303

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

サービスカテゴリー別	合計（千円）
一時点で移転される財及びサービス	1,161,723
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	1,735
顧客との契約から生じる収益	1,163,458
外部顧客への売上高	1,163,458

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
契約負債（期首残高）	5,280	—
契約負債（期末残高）	—	—

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社において、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、エクスペリエンスデザイン事業を主体に行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
日本ロレアル株式会社	256,157	エクスペリエンスデザイン事業
株式会社電通デジタル	154,552	
株式会社D2C R	129,224	

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
株式会社電通デジタル	158,266	エクスペリエンスデザイン事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	黒井 基晴	—	—	当社代表取締役社長CEO	(被所有) 直接79.8	債務被保証	当社の銀行借入に対する債務被保証	123,272	—	—

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	黒井 基晴	—	—	当社代表取締役社長CEO	(被所有) 直接79.8	債務被保証	当社の銀行借入に対する債務被保証	104,924	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は銀行借入に対して債務保証を受けております。なお当該債務被保証について、保証料の支払いは行っておりません。また、取引金額は、期末借入金残高を記載しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり純資産額	167円04銭	205円17銭
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△88円40銭	33円52銭

(注) 1. 当社は、2024年5月17日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年6月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△71,738	27,610
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰属する当期純損 失(△)(千円)	△71,738	27,610
普通株式の期中平均株式数(株)	811,506	823,600

3. 2025年2月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。2026年2月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	16,660	36,400	2.5	—
1年以内に返済予定の長期借入金	41,013	47,532	1.5	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	155,533	116,889	1.3	2027年3月～ 2031年4月
合計	213,206	200,821	—	—

（注）1．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2．長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	46,727	26,954	20,016	20,016

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年2月末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行 — 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.neuromagic.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

株式会社ニューロマジック
取締役会 御中

監査法人やまぶき
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 西岡 朋晃

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 江口 二郎

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニューロマジックの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニューロマジック及び連結子会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違がある

かどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

株式会社ニューロマジック
取締役会 御中

監査法人やまぶき
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 西岡 朋晃

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 江口 二郎

監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニューロマジックの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニューロマジック及び連結子会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違がある

かどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。